

本山町公共施設太陽光発電設備等の導入調査業務  
プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「本山町公共施設太陽光発電設備等の導入調査業務」の実施にあたり、受託業者を特定するために行う公募型プロポーザル方式による提案型コンペティションの手続きに関して必要な事項を定めるものである。

2. 業務の内容

- (1) 業務名 本山町公共施設太陽光発電設備等の導入調査業務
- (2) 業務内容 別紙1「本山町公共施設太陽光発電設備等の導入調査業務 仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年1月23日まで
- (4) 委託金額 上限額10,637,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

3. 参加資格要件

- (1) 本山町の入札参加資格を有する者で、町長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (3) 破産法第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産の申立て、会社更生法第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 高知県内に本社(又は本店)又は営業所を有する法人であること。
- (6) 建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「建設環境」とする。
- (7) 測量業者登録があること。
- (8) 過去5年以内に自治体における太陽光発電導入に関する業務を実施し、適切に遂行した実績を有すること。
- (9) 高知県内の自治体における太陽光発電導入に関する業務を実施し、適切に遂行した実績を有すること。なお、本要件については再委託予定の協力会社における業務実績を含めてよいこととする。
- (10) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有すること。

4. 実施スケジュール

内 容	日 時
公募及び質問受付開始	令和7年6月10日(火)
提案参加申込書の提出期限	令和7年6月20日(金)17時まで
質問受付期限	令和7年6月23日(月)17時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年6月30日(月)17時まで
提案審査会	令和7年7月2日(水)予定
審査結果通知	提案審査会から1週間以内に書面で通知

5. 提案参加申込書の提出

- (1) 提出書類
  - ア. 提案参加申込書(様式第1号)

イ. 企画提案者の概要（様式第2号）

（2）提出方法

- ①提出部数 1部
- ②提出期限 令和7年6月20日（金）17時まで
- ③提出方法 郵送または持参にて提出すること。

6. 企画提案書の提出

（1）提出書類

- ア. 本山町公共施設太陽光発電設備等の導入調査業務 企画提案書等届出書（様式第4号）
- イ. 企画提案書（様式第5号）
- ウ. 太陽光発電導入に関する業務実績（様式第6号）
- エ. 高知県内の自治体における太陽光発電導入に関する業務実績（様式第7号）
- オ. 業務実施体制（様式第8号）
- カ. 業務に要する経費に関する見積書（任意様式）

（2）提出方法

- ①提出部数 5部（正本4部、副本1部）
- ②提出期限 令和7年6月30日（月）17時まで  
提出期限までに企画提案書等の提出を行わない者は、提案参加申込辞退書（様式第9号）を提出すること。

7. 企画提案書の作成方法

（1）作成方法

- ①企画提案書の作成にあたっては、別紙1仕様書及び別紙2本山町公共施設太陽光発電設備等の導入調査業務—提案・評価項目表—（以下、「提案・評価項目表」という。）に沿って作成すること。
- ②企画提案書の様式は様式第5号に定めるものとする。

（2）作成にあたっての留意事項

- ①太陽光発電設備等の導入調査について専門的な知識を持った上での提案に努めること。
- ②抽象的な表現は避け、できる限り現実的・具体的な提案に努めること。
- ③企画提案書の規格はA4版、フォントは原則10.5ポイント以上とする。
- ④企画提案書以外の参考資料等は、受領しない。
- ⑤企画提案書作成及びこれに係る作業、プレゼンテーションに関する経費は、提案者の負担とする。
- ⑥提出された企画提案書は、返却しないものとする。

8. 受託業者の選定方法

企画提案書の最も優れた提案事業者を決定するため、本山町公共施設太陽光発電設備等の導入調査業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において、別紙2提案・評価項目表に基づき企画提案書の内容の審査を行い、最も優れた提案事業者を受託候補者として選定する。

また、必要に応じて企画提案書に対する提案審査会を開催する。参加企業が1社であっても審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として選定する。

（1）プレゼンテーション開催日時、場所（予定）

- ①日時  
令和7年7月2日（水）13時30分から
- ②場所  
本山町役場3階 会議室

## (2) プレゼンテーションの実施方法

- ①プレゼンテーションの時間は30分（説明20分、質疑10分）とする。
- ②出席者は3名以内とする。
- ③企画提案書に記載した内容以外のプレゼンテーションは認めない。
- ④別途費用を要する追加提案は認めない。

## 9. 質問及び回答

### (1) 企画提案に関する質問

企画提案に関する質問については、質問書（様式第3号）により電子メールで行う。また、提案参加申込みをした者の質問のみを受け付ける。なお、電子メールの送受信を必ず電話で確認すること。

- ①提出先 メールアドレス kikaku@town.motoyama.lg.jp
- ②提出期限 令和7年6月23日（月）17:00時必着

### (2) 質問に対する回答

提案参加申込をしたすべての事業者に対し、令和7年6月26日（木）までに電子メールにて回答する。

## 10. 委託契約の締結

受託候補者と契約条件を協議のうえ、決定通知の日から10日以内に契約を締結する。

### 11. 提案者の失格等

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、受託候補者の企画提案書等が無効となった場合は、審査結果に従い、順に次点のものを受託候補者とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本案件期間中に提案事業者及び協力事業者が参加資格に抵触するに至ったとき。
- (3) 見積限度額を超える見積書を提出したとき。
- (4) 1社で複数の提案を行ったとき。
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- (7) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査会が失格であると認めたとき。

### 12. 審査結果について

審査結果（採用、非採用の結果のみ）は、各提案者に郵送により書面で通知する。なお、選考結果に関する問合せや異議には一切応じない。

### 13. 問合せ・提出先

〒781-3692 高知県長岡郡本山町本山636  
本山町政策企画課企画班  
担当： 右城・澤田  
TEL：0887-76-3915  
FAX：0887-76-2943  
E-mail：kikaku@town.motoyama.lg.jp